

| 概 | 要 | 版 |

# 第3次聖籠町 地域福祉計画

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度

聖籠町



# 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人々が支えあい、行政や関係機関と共同しながら、ともに生きる暮らしやすい地域づくりに取り組むことです。

近年、人口減少を伴う少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより、地域社会が直面する課題は複雑化しています。過疎化、老老介護や育児や介護を担うダブルケア、引きこもりや 8050 問題、子どもの貧困やヤングケアラーなど、従来の制度の狭間で必要な支援につながりにくい事例が顕在化して問題となっています。

これらの課題に対し、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)では、子ども・高齢者・障がいのある人など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合える「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することをめざしました。

地域福祉の視点からも、個人や家族の自助努力、地域社会での共助、そして行政による公助が重層的に連携することで、持続可能な地域共生社会を実現することが求められています。

地域福祉の推進には、住民の主体的な参加が不可欠です。ボランティア活動や地域の見守り活動など、住民が自ら地域の課題に取り組むことで、行政だけでは対応しきれないきめ細かなサポートが可能となります。さらに、こうした活動を通じて地域のつながりが強化され、孤立を防ぐ効果も期待されています。

# 聖籠町の人口と世帯の現状

本町の人口は 14,000 人前後で推移していましたが、2022 (令和 4) 年以降は微減傾向となり、2025 (令和 7) 年には 14,023 人となりました。

今後も人口は少しずつ減少し続けると見込まれています。

人口推計を年齢 3 区分別にみると、総人口は減少する一方で 65 歳以上の高齢者人口は増加が見込まれることから、高齢化率の上昇が見込まれています。2035 (令和 17) 年には高齢化率は 29.9%となり、10 人のうち約 3 人が高齢者という状況になると考えられています。

## 【人口推計】(年齢 3 区分別)

年	2025 年(実績)	2030 年(推計)	2035 年(推計)
総人口	14,023 人	13,740 人	13,516 人
老年人口 (65 歳以上)	3,736 人	3,937 人	4,048 人
生産年齢人口 (15 ~ 64 歳)	8,287 人	8,015 人	7,775 人
年少人口 (0 ~ 14 歳)	2,000 人	1,788 人	1,693 人

## 【地区別人口】



※東港三丁目、東港五丁目、東港七丁目の 61 人を除く

## 推進体制

地域福祉の推進のためには、行政だけでなく、住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、民間企業など多様な主体がそれぞれの力を生かし、連携して取り組みを進めていく必要があります。

定期的な連絡会議、多機関協働事業、地域の協議の場の整備など、協働による取り組みを円滑にする支えあいネットワークの構築に取り組んでいきます。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられており、本計画の実施計画となる「地域福祉活動計画」を策定し、地域の特性に応じた地域福祉の推進に取り組んでいます。地域福祉を進めるための基盤として、聖籠町社会福祉協議会との連携を強化していきます。

本計画については、町の公式ホームページに掲載し、地域における地域福祉活動を実践する主役である町民一人ひとりに広く浸透を図ります。

## 進捗管理

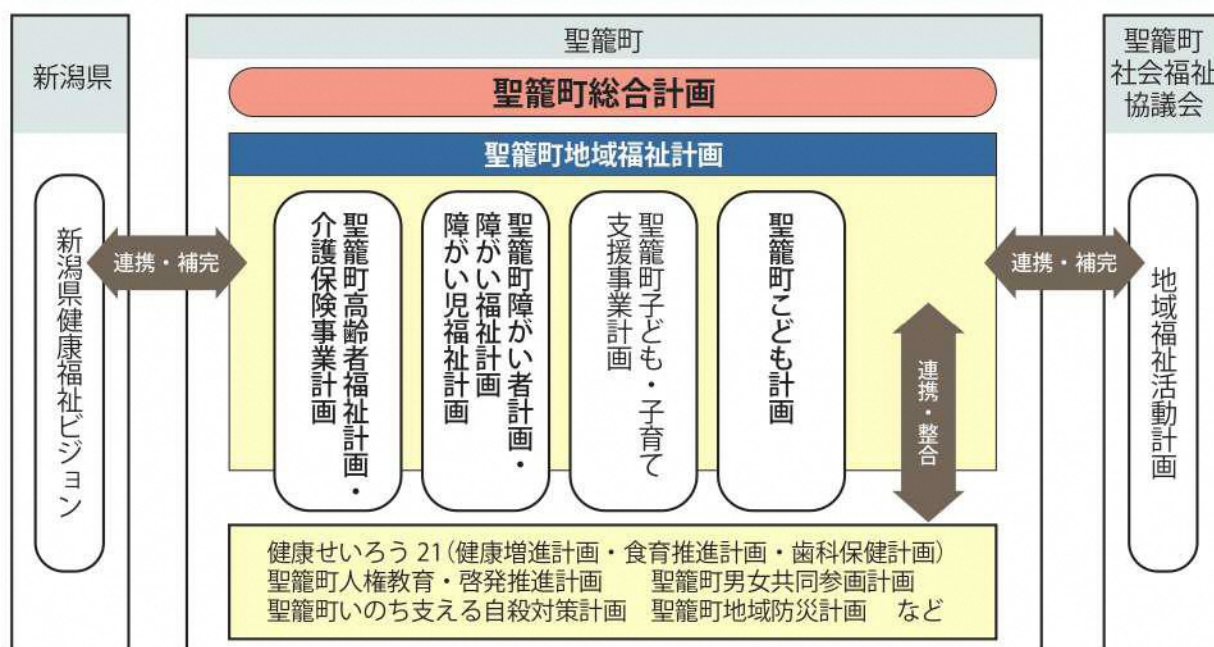
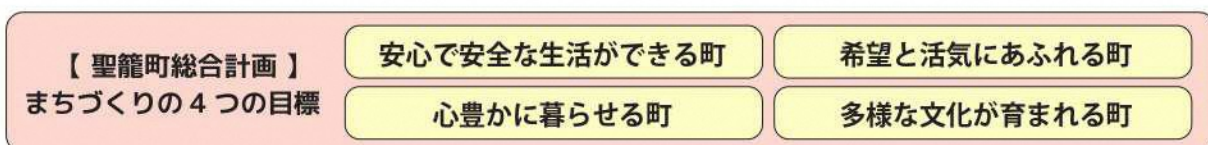
本計画で掲げた数値目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、地域福祉計画策定委員会において、PDCA サイクルによる計画の進捗管理および評価を行います。

地域福祉計画策定委員会は、計画の推進状況を確認し、そこから地域が抱える課題などについて検討します。計画の点検・評価の結果、各種施策・事業の実施について見直すべき事項がある場合は、適宜計画の見直しなどの検討を行います。



# 計画の位置づけ

「聖籠町地域福祉計画」は、町の最上位計画である「聖籠町総合計画」が掲げるまちづくりの4つの目標達成に福祉部門から取り組む部門別計画であり、福祉分野の上位計画として、前期計画でも包含していた「成年後見制度利用促進基本計画」に加えて「地方再犯防止推進計画」を盛り込んで策定するとともに、地域における支え合いの基盤づくりの促進、包括的・継続的な支援体制の充実、多様な担い手の育成・参画の推進、心のバリアフリーの促進といった各施策の方向性を示します。



計画の期間は、2026年度から2030年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度
聖籠町総合計画	第5次 (2021～2030年度)					
聖籠町地域福祉計画	第3次 (2026～2030年度)					
聖籠町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期 (2024～2026年度)					
聖籠町障がい者計画	(2024～2029年度)					
聖籠町障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第7期・第3期 (2024～2026年度)					
こども計画	第一期 (2026～2029年度)					
子ども・子育て支援事業計画	第三期 (2024～2029年度)					
聖籠町社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第3次 (2026～2030年度)					

# 支えあい 地域ぐるみで ともに生きる せいろうまち

行動  
指針

個人を尊重しあい 多様性を認めあい 力を出しあい  
よりよいまちづくりのために行動しよう

地域で暮らす誰もが、その地域のなかで、その人らしく安心して生活していくためには、年齢や性別、障がいの有無や経済状況といったことにかかわらず、お互いの個性や尊厳を認めあい、支えあうことが必要です。

基本理念として「支えあい 地域ぐるみでともに生きる せいろうまち」を掲げ、その実現に向けて、行政だけでなく、企業、団体、学校、地域、そして町民一人ひとりがそれぞれの力を出しあって、よりよいまちづくりのために行動することを行動指針とします。

基本方針1	誰もが健やかに暮らせるまちづくり	施策 1-1 すべての人にやさしい環境づくり 施策 1-2 地域でつながる健康づくり
基本方針2	誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	施策 2-1 情報提供体制の充実 施策 2-2 包括的な支援体制の強化 施策 2-3 配慮を必要とする人への支援
基本方針3	誰もが支えあうまちづくり	施策 3-1 地域における交流の促進と孤独・孤立の防止 施策 3-2 町民の支えあい活動の活性化 施策 3-3 地域福祉の担い手の確保・育成
基本方針4	誰もが安心して暮らせるまちづくり	施策 4-1 権利擁護の促進 施策 4-2 暮らしやすい生活環境の整備 施策 4-3 防災・交通安全・防犯体制の強化



## 基本方針とめざす姿

### 基本方針 1 誰もが健やかに暮らせるまちづくり

地域の誰もが健やかに暮らし続けることができるよう、妊産婦や子育て世帯、高齢者や障がいのある人などを地域で支える意識の醸成を図ります。

町民一人ひとりの健康づくりを推進する取り組みとして、地域における活動や町民主体の介護予防教室など、つながりながら健康づくりができる活動を支援していきます。

めざす姿 誰もが、地域のなかでいきいきと健やかに暮らしています。

#### 施策 1-1 すべての人にやさしい環境づくり

##### 【地域福祉を推進する主な取り組み・事業】

- 妊娠期からの切れ目ない支援
- 子どもや保護者への相談支援体制の充実
- 子育て世帯が参加できる地域交流の促進
- 子育て支援の地域活動の活性化
- 高齢者が参加したくなるイベントや教室の開催
- 移動支援
- 共食と交流の機会の創出
- 生活支援体制整備事業
- 福祉教育の推進
- 障がいのある人の社会参加への支援
- 外国人住人のニーズの把握



#### 施策 1-2 地域でつながる健康づくり

##### 【地域福祉を推進する主な取り組み・事業】

- さまざまな世代の町民が参加したくなるイベントや教室の開催
- 健康経営についての周知啓発
- 学校におけるこころの健康教育
- こころの健康についての周知啓発
- 職域への普及啓発
- 相談窓口での的確な情報提供

評価指標	基準値 (2025年)	目標値 (2030年)
現在住んでいる地区での暮らしについて住みやすいと思う割合 (町民アンケートで、住んでいる地区について「とても住みやすい」または「まあまあ住みやすい」と回答する割合)		
高齢者が暮らすための環境	53.8%	60.0%
障がいのある人が暮らすための環境	45.3%	50.0%
子育てをする環境	82.4%	85.0%
子どもが暮らすための環境	80.6%	85.0%

## 基本方針 2 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

地域のなかで困難を抱えた人たちが、その人らしく自立した生活を送れるよう支援するため、福祉に関する情報提供とアウトリーチを含めた相談体制を充実させます。

対象者が抱える生活課題が本人の生活歴や生活習慣、家族関係など他者とのつながりにも起因している場合があることも踏まえ、相談に関する情報の共有を図るとともに、専門機関や関連団体などと連携し、聖籠町の実情に応じた包括的な支援を行います。

めざす姿

困難を抱えた人に適切な福祉サービスが提供され、自立に向けた取り組みをしています。



### 施策 2-1 情報提供体制の充実

#### 【地域福祉を推進する主な取り組み・事業】

- 情報アクセシビリティに配慮した情報発信の充実
- 学校における人権教育・福祉教育の推進
- 地域福祉に関する啓発活動
- 地域福祉活動に関する情報提供
- さまざまな媒体を活用した情報提供
- 相談窓口での的確な情報提供（再掲）

### 施策 2-2 包括的な支援体制の強化

#### 【地域福祉を推進する主な取り組み・事業】

- 総合相談窓口機能の体制整備
- 分野別の相談窓口の連携強化
- 地域活動の活性化 お茶の間
- 地域福祉コーディネーターについて
- 孤独・孤立の状態にある人への支援

### 施策 2-3 配慮を必要とする人への支援

#### 【地域福祉を推進する主な取り組み・事業】

- 生活に課題を抱える人を早期発見する体制づくり
- 地域生活の安定に向けた支援の推進
- こころの健康づくりの推進
- SOS の出し方に関する教育の推進
- ゲートキーパーの育成
- 町民に向けた広報・啓発の実施

評価指標	基準値 (2025年)	目標値 (2030年)
悩みや不安について、相談する相手がいない割合 (町民アンケートで、不安や悩みについて「誰に相談したらいいかわからない」「相談できる人はいない」「相談しない」のいずれかを回答する割合)	7.9%	5.0%

## 基本方針 3 誰もが支えあうまちづくり

ライフスタイルや価値観の多様化や核家族化の進行などを背景に、地域におけるつながりの希薄化が指摘されてきましたが、これからの聖籠町において予測される人口減少や少子高齢化などによる社会情勢の変化から、地域に暮らす人それぞれが分野や世代を超えて支えあう地域共生社会の実現が求められます。

誰ひとり孤独・孤立に陥ることがないように、地域における交流を促進し、地域福祉に関する意識の醸成と、支えあいの活動支援に取り組みます。

**めざす姿** 誰ひとり取り残されることなく、地域のなかで支えあって暮らしています。

### 施策 3-1 地域における交流の促進と孤独・孤立の防止

#### 【地域福祉を推進する主な取り組み・事業】

- 子ども・子育て世帯の居場所づくり
- 居場所づくりへの支援
- スポーツ・健康づくりを通じた居場所づくり
- 孤独・孤立の状態にある人への支援（再掲）
- 世代間交流
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 自治会・町内会活動の活性化

### 施策 3-2 町民の支えあい活動の活性化

#### 【地域福祉を推進する主な取り組み・事業】

- 「社会教育だより」の発行
- 生涯学習の推進
- 町民活動・ボランティア支援
- 社会福祉協議会との連携・協働の推進
- 聖籠さわやかクリーンサポート事業
- 生活支援体制整備事業（再掲）

### 施策 3-3 地域福祉の担い手の確保・育成

#### 【地域福祉を推進する主な取り組み・事業】

- 地域福祉の担い手育成・連携強化
- 地域活動やボランティア活動の情報提供
- 地域福祉活動団体との連携強化や交流促進

評価指標	基準値 (2025年)	目標値 (2030年)
ボランティア活動や地域活動をしたと思う割合 (町民アンケートで、ボランティア活動や地域活動について「ぜひ参加したい」または「できれば参加したい」と回答する割合)	28.1%	30.0%



## 4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

すべての人が、生まれながらにして人間らしく生きていく権利を持っています。

地域のなかで誰もが人間らしく安心して暮らしていけるよう、互いに相手を思いやり、自己的人権も相手の人権も大切に尊重し、ともに暮らせるまちづくり、ユニバーサルデザインの理念に基づき誰にとっても快適なまちづくり、災害や犯罪による被害を防ぐ安全なまちづくりを推進します。

**めざす姿** 誰もがお互いを思いやり、地域のなかで安心して暮らしています。

### 施策 4-1 権利擁護の促進

#### 【 地域福祉を推進する主な取り組み・事業 】

- 学校における人権教育・福祉教育の推進（再掲）
- 生涯を通じた人権教育の推進
- 虐待防止のための意識啓発
- 福祉関係者への研修の実施
- 成年後見制度の周知・啓発
- 地域連携ネットワークの構築

### 施策 4-2 暮らしやすい生活環境の整備

#### 【 地域福祉を推進する主な取り組み・事業 】

- ユニバーサルデザインの推進
- 交通手段の利便性向上
- 地域生活の安定に向けた支援の推進（再掲）

### 施策 4-3 防災・交通安全・防犯体制の強化

#### 【 地域福祉を推進する主な取り組み・事業 】

- 防災教育の実施
- 防災訓練の実施
- 避難行動要支援者支援体制の構築
- 避難所の整備
- 交通安全教育の推進
- 交通安全に関する普及啓発活動
- 犯罪に関する情報提供
- 犯罪被害者等支援の実施



評価指標	基準値 (2025年)	目標値 (2030年)
成年後見制度を知っている割合 (町民アンケートで、成年後見制度について「知っている」と回答する割合)	28.2%	30.0%
現在住んでいる地区の災害時の避難場所を知っている割合 (町民アンケートで、避難場所について「知っている」と回答する割合)	79.1%	90.0%

**概要版** 第3次聖籠町地域福祉計画

〒957-0117 聖籠町大字諏訪山 825 番地  
TEL : 0254-27-6511 (聖籠町保健福祉課 福祉係)